



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月12日(火) 第9681号

目次

ページ

規則

- 介護保険法施行細則の一部を改正する規則(介護高齢課) 2

告示

- 都市計画事業の変更認可(都市計画課) 5

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 5
- 所在不明通知(森林保全課) 6
- 同 6

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 7

病院事業告示

- 群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正(総務課) 8
- 同 8

災害対策本部規程

- 群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室) 9

落札

- 落札者等の決定(下水道総合事務所) 11
- 同 11
- 同 11
- 同 12

■規則

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第五号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第三号による書類は、改正後の別記様式第三号により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の別記様式第三号による用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画公園事業 4・4・1号 吉井中央公園
- 3 事業施行期間 平成27年5月26日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成31年3月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成31年2月28日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人利根町園原の祭りを継承し地域の景観を守る会
- 3 代表者の氏名 中澤均
- 4 主たる事務所の所在地 群馬県沼田市利根町園原766番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、
 - (1) 利根町園原地区に古くからつたわっている伝統の祭りを継承し、途絶えた祭りを再生し地域住民の絆を強め園原地区の活性化につなげる。
 - (2) 里山の荒廃・耕作放棄地の再生に係わる事業。
特に後継者がいない、もしくは農業者が鳥獣被害等により手入れができず、竹林・アカシア林等になってしまった農地を再生して活用する事業。
 - (3) 基盤整備事業で設置された獣害防止柵の管理に係わる事業。
 - (4) 園原地区の景観・環境を保全していくために里山の整備と菌原湖周辺の老木となった桜の手入れ、桜他の樹種の苗の植樹・清掃等の事業を行い観光客の増加に寄与して限界集落とならないように活動する。
 - (5) その他前4項の目的を達成するために必要な事業を行う。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を太田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成31年3月12日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
太田市藪塚町3655、4004の5	福田町子	

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成31年2月8日群馬県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を大泉町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成31年3月12日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
邑楽郡大泉町大字古海字松塚774の2、774の3、775、777	児島神社	
邑楽郡大泉町大字古海字原前2004	三丸正則	共有林
同	三丸修	同
邑楽郡大泉町大字古海字原前2005	三丸昭子	
邑楽郡大泉町大字古海字原前2007の2	金子武司	

2 指定の目的 風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び大泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成31年2月1日群馬県告示第26号

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成31年3月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,710
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 304,436
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,781
甘楽郡	6,640
吾妻郡	15,959
利根郡	9,765
佐波郡	10,111
邑楽郡	27,597
前橋市	93,542
高崎市	103,524

桐生市	32,138
伊勢崎市	55,994
太田市	59,083
沼田市	13,654
館林市	20,996
渋川市	22,348
藤岡市・多野郡	19,513
富岡市	13,763
安中市	16,691
みどり市	14,071

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第3号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成25年群馬県病院事業告示第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年3月12日

群馬県知事 大澤 正 明

表県立小児医療センターの部急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微少残存病変（MRD）量の測定の項を削る。

◎病院事業告示第4号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成25年群馬県病院事業告示第3号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月12日

群馬県知事 大澤 正 明

表県立心臓血管センターの部人間ドックの項中「37,800円」を「41,500円」に、「心臓ドック 1回につき 59,400円」を「心臓ドック 1回につき 64,100円」に、「18,300円」を「20,100円」に、「20,500円」を「22,500円」に、「30,200円」を「33,200円」に改める。

■ 災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第一号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

群馬県災害対策本部長 大澤 正明

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部の健康福祉総務班の項第四号を次のように改める。

四 保健医療調整本部の設置及び運営に関すること。

別表第一健康福祉部の健康福祉総務班の項第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害福祉支援ネットワーク(災害時における要配慮者への支援について協議し、及び実施するための体制をいう。)の事務局との連絡調整(ぐんまDWA Tの派遣調整を含む。)に関すること。

六 他の都道府県DWA Tの派遣要請に関すること。

別表第一県土整備部の部道路対策班の項に次の一号を加える。

四 道路啓開に関すること。

別表第一教育管理部の部公立学校施設班の項第三号中「避難所」を「指定避難所」に改め、同表第一警備部の部警備対策班の項第三号中「人命救助」の下に、「行方不明者の捜索」を加え、同表生活安全部の部生活安全対策班の項第二号中「捜索」を「情報の収集及び整理」に改める。

別表第二の二受援・応援チームの項の前に次のように加える。

救出・救助調整チーム	一 被災者の救出及び救助に関すること。 二 消防機関との連絡調整に関すること。 三 市町村消防応援の要請に関すること。 四 緊急消防援助隊の調整に関すること。 五 航空運用調整に関すること。 六 消防法第二十七条の二に規定する危険物、高圧ガス、火薬類及び放射性物質に係る災害応急対策に関すること。	消防保安課長	危機管理室、消防保安課
------------	---	--------	-------------

別表第二の二に次のように加える。

情報収集担当	一 災害対策本部の庶務に関すること。 二 本部長又は本部会議からの指示、指令等に係る伝達に関すること。 三 各部の総合調整に関すること。 四 中央連絡部、現地本部及び地方部との連絡調整に関すること。 五 市町村との連絡調整に関すること。 六 地震及び気象情報の受領及び伝達に関すること。 七 各部からの災害情報を取りまとめること。 八 内閣総理大臣、消防庁長官及び中央防災会議に対する報告に関すること。 九 災害救助法に基づく救助の実施に係る取りまとめに関すること。 十 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 十一 都道府県相互応援の要請に関すること。 十二 緊急通行車両の確認事務に関すること。 十三 救援物資の保管及び受払いに関すること。 十四 その他いずれの部にも属しない事項に関すること。	危機管理・防係長	計画調整係長	危機管理室
人的被害及び住家被害を中心とする包				危機管理室、消防保安課

	括的な災害情報の収集、分析、記録及び共有に関すること。

別表第四教育班の項第三号中「避難所に」を「指定避難所に」に改める。
附則
この規程は、公布の日から施行する。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成31年3月12日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 20,028,300kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 平成31年1月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 287,257,663円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年12月14日

次のとおり落札者を決定した。

平成31年3月12日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,981,300kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 平成31年1月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 48,856,123円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年12月14日

次のとおり落札者を決定した。

平成31年3月12日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,164,900kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1

- 3 落札者を決定した日 平成31年1月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 50,827,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年12月14日

次のとおり落札者を決定した。

平成31年3月12日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 1,886,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 平成31年1月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 29,881,050円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年12月14日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
